

きとうクリニック居宅介護支援事業所紙ふうせん

重要事項説明書

1 事業の目的及び運営方針

事業の目的： 要介護状態にある高齢者に対し、適切な居宅介護支援を提供させていただきます。

運営方針： 利用者の状況に応じた援助を行い、その実施にあたり関係機関との調整を図り総合的なサービスの提供に努めます。

2 事業者

法人名	医療法人 きとうクリニック
所在地	名古屋市守山区甘軒家 14 番 40 号
代表者名	鬼頭 正人
電話番号	052-791-8215

3 事業所の概要

事業所名	きとうクリニック居宅介護支援事業所紙ふうせん		
事業所番号	2 3 7 1 3 0 0 9 3 6		
所在地	名古屋市守山区甘軒家 14 番 32 号		
電話番号	052-795-8055	FAX 番号	052-791-6222
通常の事業の実施地域	名古屋市守山区、東区、千種区、北区		

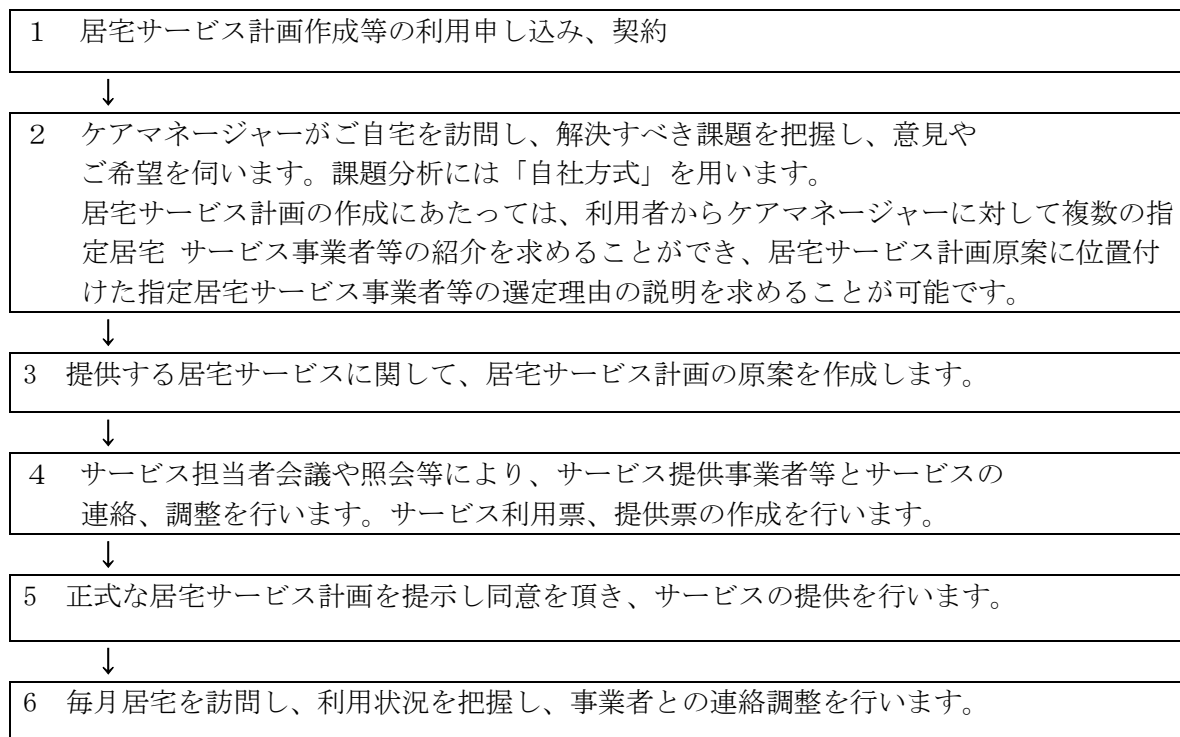
4 職員体制

従業者の職種	人数	勤務の体制
管理者	1 名	常勤 1 名
介護支援専門員	2 名以上	常勤 1 名以上 非常勤 1 名以上

5 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 但し、祝日、年末年始は除く
営業時間	午前 9 時から午後 5 時まで

6 居宅介護支援利用申し込みから介護サービス実施まで



※ 利用者様が病院等へ入院された場合は、病院との連携をはかるため病院へ事業所名、ケアマネージャー氏名を伝えていただくとともに、事業所にもご連絡いただけますようお願いいたします。

7 利用料金

(1) 基本単位

居宅介護支援費

区分・要介護度			基本単位
居宅介護支援費 (Ⅰ)	(ⅰ)介護支援専門員1人当りの利用者数が45未満又は45以上である場合においての、50未満の部分	要介護1・2	1086
		要介護3・4・5	1411
	(ⅱ)介護支援専門員1人当りの利用者数が50以上である場合においての、50以上60未満の部分	要介護1・2	544
		要介護3・4・5	704
	(ⅲ)介護支援専門員1人当たりの利用者数が60以上である場合においての、60以上の部分	要介護1・2	326
		要介護3・4・5	422
居宅介護支援費 (Ⅱ)	(ⅰ)介護支援専門員1人当りの利用者数が50未満又は50以上である場合においての、50未満の部分	要介護1・2	1086
		要介護3・4・5	1411
	(ⅱ)介護支援専門員1人当りの利用者数が50以上である場合においての、50以上60未満の部分	要介護1・2	527
		要介護3・4・5	683
	(ⅲ)介護支援専門員1人当たりの利用者数が50以上である場合においての、60以上の部分	要介護1・2	316
		要介護3・4・5	410

- ※ 当事業所が運営基準減算（居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の減算）に該当する場合は、上記金額の50/100となります。また2ヶ月以上継続して該当する場合には、算定しません。
- ※ 居宅介護支援費（Ⅱ）は、ケアプランデータ連携システムの活用かつ、事務員の配置を行っている場合に算定します。
- ※ 特定事業所集中減算（居宅サービスの内容が特定の事業者により不当に偏っている場合の減算）に該当する場合は、上記金額より減額することとなります。

介護予防支援費

要支援の方の支援については、直接契約ではなく、包括支援センターからの委託を受け、支援させていただくこともあります

区分・要介護度			基本単位
予防介護支援費		要支援1.2	472

(2) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本単位	算定回数等
初回加算	300	1 月につき
特定事業所加算 (A)	100	1 月につき
入院時情報連携加算 (I)	250	利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、必要な情報提供を行った場合
入院時情報連携加算 (II)	200	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、必要な情報提供を行った場合
退院・退所加算 (I) イ	450	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 1 回受けた場合 (入院又は入所期間中 1 回を限度)
退院・退所加算 (I) ロ	600	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンスにより 1 回受けた場合 (入院又は入所期間中 1 回を限度)
退院・退所加算 (II) イ	600	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 2 回以上受け場合 (入院又は入所期間中 1 回を限度)
退院・退所加算 (II) ロ	750	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 2 回受けた (内 1 回はカンファレンスによる) 場合 (入院又は入所期間中 1 回を限度)
退院・退所加算 (III)	900	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 3 回以上受けた (内 1 回はカンファレンスによる) 場合 (入院又は入所期間中 1 回を限度)
通院時情報連携加算	50	利用者 1 人につき 1 月に 1 回が限度
緊急時等居宅カンファレンス加算	200	1 月につき (2 回を限度)
ターミナルケアマネジメント加算	400	1 月につき

当事業所所在地が名古屋市 (3 級地) の為、上記の単位に 11.05%を乗じます。
 要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。(介護報酬の改定があった場合は、改定後の利用料金とします)
 ただし、保険料を滞納された場合は、一定の額を負担していただく場合があります。

(1) 交通費

通常のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域にお住まいの方は、訪問等の交通費をいただく場合があります。

8 サービス、契約の終了 及び解除について

次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約を終了するものとします

- 一 利用者が介護保険施設、その他居宅介護支援の対象にならない施設に入所、または入院した場合
- 二 利用者について要介護認定が受けられなかった場合
- 三 利用者が死亡した場合
- 四 その他 事業者はハラスメント対策基本指針を策定して職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指しています。

(ア)ご利用者または、ご家族の非協力など双方の信頼関係を破損する行為に、改善の見込みがない場合や、社会通念を超えたと思われる苦情やハラスメント行為などにより、当事業所及び介護支援専門員の通常の業務遂行に支障が出ていると判断した場合には、守山区役所 福祉課もしくは、守山西部いきいき支援センターへ相談を行い、契約を解除させていただくことがあります。

(イ)ご利用者または、ご家族からの以下のような行為があり、ハラスメントに該当するとみなされる場合は契約を解除いたします。

- ・暴力又は乱暴な言動、威嚇、無理な要求、プライバシーの侵害
- ・セクシャルハラスメント など

9 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

10 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (2) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (3) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に報告し、指導のもと対策を講じます。

11 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12 秘密の保持

- (1) 当該事業所の従業者及び授業者で合った者は、正当な理由なく業務上知り得たご利用者及びご家族の情報を了解なしに他へ漏らすことはありません。
- (2) 介護サービスが適切かつ円滑に提供されるよう、サービス事業者にご利用者様又はご家族の情報を提供することはありませんが、その場合は、あらかじめ文書による同意を得た上で、情報を提供することがあります

13 サービス内容に関する苦情

- (1) 当事業所の相談・苦情窓口
当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出下さい。

きとうクリニック居宅介護支援事業所 紙ふうせん

電話番号 052-795-8055 管理者 光坂 美紀

- (2) その他
当事業所以外に、お住まいの市町村及び愛知県国民健康保険団体連合の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

名古屋市守山区役所介護保険課 TEL 052-796-4603

愛知県国保連合会介護保険課 苦情相談室 TEL 052-971-4165

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項の説明をしました。

事業者 医療法人 きとうクリニック

所在地 名古屋市守山区廿軒家 14-32

名 称 きとうクリニック居宅介護支援事業所 紙ふうせん

説明者氏名 _____

私は、本書面により事業者から上記重要事項の説明を受け、同意します。

令和 年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____

代理人 氏名 _____ 続柄 _____